

こども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案) の概要について

1. 策定する基準

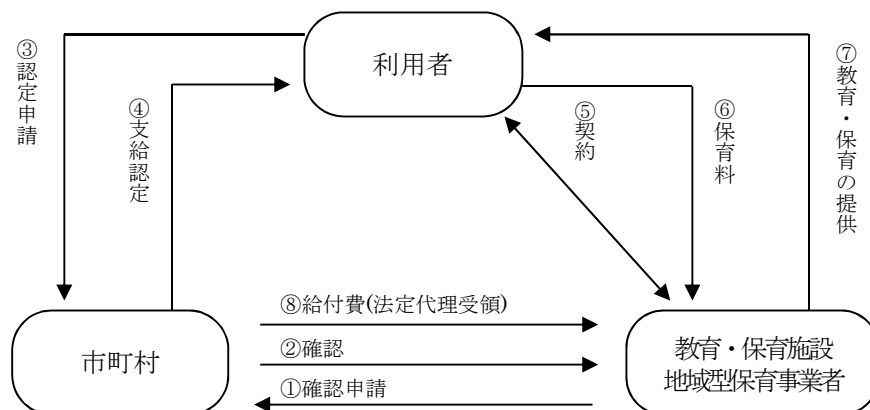
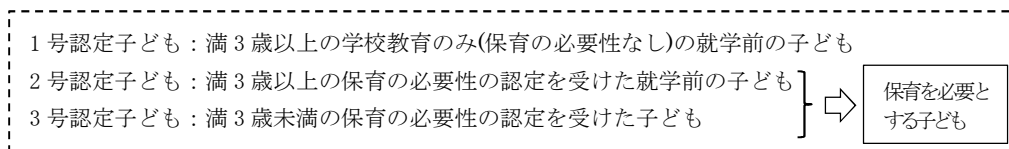
条例を定めるに当たっては、政省令で定める基準に従い定めるべきもの「従うべき基準」と、政省令で定める基準を参酌して定めるべきもの「参酌すべき基準」を規定します。＊概要は次のとおりです。

- (1) (仮称)南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
(児童福祉法：第34条の16第1項, 第2項)
- ・ 施設を認可する際の基準となるもの
 - ・ 家庭的保育事業等
 - ア 小規模保育事業
 - 利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、満3歳未満児に保育を提供する事業
 - イ 事業内保育事業
 - 事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども(地域枠)にも保育を提供する事業
 - ウ 家庭的保育事業
 - 保育者の居宅などにおいて、5人以下の3歳未満児に保育を提供する事業
 - エ 居宅訪問型保育事業
 - 乳幼児の居宅において、南相馬市が認定した家庭的保育者が保育を行う事業
- (2) (仮称)南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
(児童福祉法：第34条8の2第1項, 第2項)
- ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育)を行う事業者が遵守すべき基準となるもの
 - ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育)
 - 保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、放課後等に学童保育の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業
- (3) (仮称)南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
(子ども・子育て支援法：第34条第2項, 第3項及び第46条第2項, 第3項)
- ・ 市町村が、認可を受けている施設・事業者のうち、教育・保育給付の対象となる設備を確認するための基準

特定：市町村から給付対象として確認を受けたもの
 教育・保育施設：認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)、保育所、幼稚園
 地域型保育事業：小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業

【参考】市町村、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者、利用者の関係
 (子ども・子育て支援法：第19条第1項第1号～第3号)

保護者の申請を受けた市町村が支給認定（子どもの年齢や保育の必要性により、1号～3号の3区分による認定）したうえで、子どもが利用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して給付費(委託料)を支払う。



※ 私立保育所については、従来どおり、利用者と市町村との間での契約で、保育料は、直接市町村へ支払い、市町村から私立保育所へ委託料を支払う。

(4) (仮称)南相馬市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準を定める条例(案)

(子ども・子育て支援法：第19条1項第2号、子ども・子育て支援法施行規則)

- ・ 保育の必要性の事由
- ・ 区分(保育必要量)
- ・ 優先利用

※支給認定の有効期間は、保育の必要性の事由別に定められる予定です。

(5) 施行期日

① 南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

② 南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

- ③ 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備に関する基準を定める条例（案）
子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
- ④ 南相馬市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準を定める条例（案）
子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

2. 本市における基準策定の考え方

南相馬市が条例で定める基準については、国が示している基準と本市の実情を比較検討した結果、適当であると判断し、国の基準を用いて本市の基準を定めることとします。（国の基準については、今後、政省令等の公布により修正される可能性があり、本市の基準案も若干変更することがあります。）

3. 条例で定める基準案

別紙「子ども・子育て支援新制度に係る基準」（案）のとおりです。

【子ども・子育て支援新制度施行後の施設・事業の種類】

施設・事業の種類	認可	確認	給付		
教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型	都道府県, 指定都市, 中核都市	市町村 (南相馬市) 基準(3) 市町村 (南相馬市)		
	認定こども園 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	都道府県			
	保育所	都道府県, 指定都市, 中核都市			
	幼稚園…注1	都道府県			
地域型保育事業 (家庭的保育事業等) 注2, 基準(1) ※ 地域型保育事業者 (居宅訪問型保育事業を 除く。)は、代替保育等 の提供が可能な連携施 設(保育所、幼稚園、認 定こども園)を確保す る。 ※ 居宅訪問型保育事業 業者は、適切な専門的支 援等の供与が受けられ るようあらかじめ連携 する障がい児入所施設 等を確保する。	①小規模保育事業 (6人以上19人以下, 満3未満児) A型…従事者の全員が保育士 ・保育士配置 乳児 3:1 1~2歳児 6:1 保育士1名を加える B型…従事者の半数以上が保育士 ・保育士等の配置数等はA型と同 様 C型…従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 3:1 (保育補助者を置く場合は 5:2) ・利用定員6人~10人 (経過措置あり) ②事業所内保育事業 ※ 従業員の子ども+地域の保育を 必要とする子ども(地域枠) 保育所型(定員20人以上) …従事者の全員が保育士 ・保育士配置は保育所と同様 小規模型(定員19人以下) …従事者の半数以上が保育士 ・保育士配置はAB型と同様 ③家庭的保育事業 (5人以下, 満3歳未満児) ・従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 3:1 (保育補助者を置く場合は 5:2) ④居宅訪問型保育事業 ※ 満3歳未満児 ・従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 1:1	市町村(南相馬市)	市町村 (南相馬市)		

注1 新制度へ移行しない私立幼稚園は、従来どおり私学助成の対象となることから、上記に含めず。

2 「地域型保育事業」は、子ども・子育て支援法による①~④までの4事業の総称。
児童福祉法上は「家庭的保育事業等」と定義。

施設・事業の種類	認可	確認	給付
放課後児童健全育成事業…基準(2)	市町村(南相馬市)への届け出	—	市町村(南相馬市)